告示

埼玉県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事　上田　清司

名称	所在地	辞退年月日
つちだクリニック	春日部市一ノ割一七二六	平成三十年十二月三十一日
第1さくらい医院	鴻巣市本町三―一〇―三四	平成三十一年一月三十一日
ソフト歯科	蕨市中央三―二〇―一三マルエツ蕨店一F	平成三十一年一月三十一日